

鈴木秀和議員からの一般質問

【リニア問題全般について】

○鈴木議員

今回はリニア問題全般について1件です。過去の質問等々、一部重複する部分もあるかもしれません、ご了承願います。まずはJR東海との交渉中断の原因となった瑞浪市大湫の水枯れ問題について簡単に触れます。JR東海は9月12日、第12回岐阜県環境影響評価審査会で委員長の要請に基づき、これまでの経緯、原因、対策などを一旦整理した報告書を提出しました。その内容は、地下水流出を止めるためのトンネル周辺への薬液注入案は、参考とした鹿児島県北薩トンネルの事故例から、水圧の上昇を招き将来的にトンネルに損傷を与えるリスクがあるとして取りやめるものとしました。また、リチャージ、これは地上から大量の水を供給して盆地全体の地下水を回復させようとする案ですが、これについても断層や亀裂の多い岩盤を通じて、いわゆる水道（みずみち）から流出する可能性が高く、地下水回復は難しいとの説明です。地下水回復の具体的対策は引き続き検討することですが、少なくとも短期的に地下水を回復することはほぼ不可能との結論です。さて、今申し上げた瑞浪市大湫での現状も踏まえ、御嵩町のリニア問題について何点か質問いたします。

まず、JR東海との交渉状況と押山川橋りょう工事について伺います。JR東海との話は今どうなっていますか。どんな状況ですか。また交渉再開の条件の一つである地下水対策について目途が立たない中、交渉再開についてどのようにお考えですか。前回の一般質問でJR東海から県の審査会の報告は都度受けているが、話し合いは行っていないとの答弁だったと思います。10月に、美佐野・次月自治会宛に押山川橋りょう工事説明会を11月9日に実施するお知らせが配布されました。この橋りょう工事について、御嵩町は事前に説明や報告を受けていましたか。橋りょう工事とはいえ、橋脚等の掘削工事があり発生土が出ます。

次に、橋りょう工事において令和5年8月に中津川市の第一木曽川橋りょう工事で環境基準を超えるヒ素が検出されています。また、令和5年11月に恵那市の藤川高架橋工事でも環境基準を超えるフッ素が検出されています。要対策土が出るのはトンネル工事に限りません。橋りょう工事にもあります。この9月24日に美佐野本線トンネル予定地の地下約80mの事前ボーリングで環境基準を超えるヒ素が検出されたとの発表がありました。先ほどの中津川でのヒ素が環境基準の1.5倍、恵那市でのフッ素は環境基準の1.5倍ですが、美佐野のヒ素の数値は環境基準の49倍です。正直びっくりする数値です。これまでリニア工事で環境基準を超える数字は数多く発表されていますが、基準値の49倍というのは私もあり記憶がない大きな数字です。要注意であると思います。さて、この橋りょう工事に伴う発生土の土壤試験は行われますか。発生土はどこに運搬され、どのように処分、活用されますか。押山川は可児川の支流です。万一のことがあれば可児川を通じて町全体への影響も懸念されます。町民向け工事説明会実施の考えはありますか。この橋りょう工事について町としてのチェック監視体制の考えがあれば教えてください。

次に、発生土置き場について伺います。工事ヤード、橋りょう工事に続いて、次はトンネル工事となります。その前に発生土置き場問題を決着させないとトンネル工事には入れ

ません。まず要対策土についてです。昨年5月10日の発生土置き場計画に関するJR東海との協議方針において、要対策土は現計画の町有地である候補地Bへの恒久処分については認められないとあります。候補地Aについては記載がありませんが、町長は候補地Aへの恒久処分はこれまでのプロセスや審議会の経緯からあってはならないこととの立場である、と答弁されています。この考え方を町はJR東海に伝達されていますか。2点目は、候補地A、Bは重要湿地に含まれるか否かです。これは、含まれるということでフォーラムの中で決着している話ですが、町長は重要湿地としての線引きがない以上含まれるか否かは回答できないと答弁されています。重要湿地に関するフォーラムは前町長時代ですが、過去の記録、職員からの説明で明確になっていると思います。候補地A、Bが重要湿地であると認識することが何か不都合でもあるのでしょうか。ここで候補地A、Bは重要湿地に含まれると認識された記録を改めて5件列挙いたします。一つ目、令和5年3月21日の第6回フォーラム資料「1回から5回のまとめ」、御嵩町がまとめたものです。16ページに「置き場計画は重要湿地に含まれる。」と明確に書かれています。二つ目、令和5年6月のJR東海の事後調査報告書、3-11ページに「御嵩町フォーラムを進める中で発生土置き場計画地が環境省の選定する重要湿地に含まれることを認識した。」とJR東海も明記しています。三つ目、令和5年3月の岡本議員の質問に対し、田中参事の答弁は、「重要湿地の範囲について押山川と木屋洞川に挟まれた一帯の丘陵地であるとの認識はフォーラムでお示しのとおりでございます。」と答弁されています。四つ目、令和4年11月22日古田岐阜県知事の記者会見、「いずれにしても重要湿地に含まれることが明らかになったわけであり、重要湿地群としてどのようにこの場所を保全していくかということについて、しっかりと保全対策を見極めてこれが適地といえるかどうか、しっかりととした議論が必要ではないか。」と、置き場としての適地か否かにまで言及されています。ちなみに、古田知事は平成24年、JR東海のリニア環境影響評価方法書に対し、「リニアルートは重要湿地を回避するように慎重に検討のこと。」とコメントをつけられています。重要湿地をまさに重要な場所と認識されている証しです。五つ目、令和5年2月7日、西村環境大臣の記者会見です。「残土の処分場候補地になっている美佐野ハナノキ湿地群は、絶滅危惧種のハナノキなどが集中的に分布しているところであり、いわゆる重要湿地に含まれております。」と明言されています。このようにA、Bは重要湿地に含まれるということは明らかです。交渉相手であるJR東海も発生土置き場計画地が重要湿地に含まれることを認識しております。町長、重要湿地の線引きがどうのこうのというのでなくて、候補地は重要湿地であるとの前提で検討交渉をしていただきたいと思います。

3点目は、健全土についてです。町長は、候補地Aの健全土受入れを一切認めず協議に応じないとはしない、JR東海と協議、協力しながら保全対策を進める、との交渉方針を示されています。協議が1年半近くストップした状況で時間だけ過ぎていますが、具体的にどう進めるお考えですか。JR東海の案を待って判断するのも一つですが、受身でなくこちらから基本的な条件を示して交渉することは難しいですか。町長の言う「環境保全を図りつつ、

JR東海には最大限工夫とか改正を求めて、環境保全の部分について最大限配慮すること、改変エリアは最大限縮小すること。」との町長の考えをしっかりと求めるべきではないですか。JR東海との交渉を通じてその内容を具体化して、関係者へ説明し納得を得るよう進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。さて、健全土について配慮すべき事項は、次の3点が重要です。一つ目、発生土置き場候補地は、法的な規制が生じないとはいえ、重要湿地に含まれること。二つ目、発生土は廃棄物ではないので有効利用しなければならないこと。つまり、単なる残土置き場、処分場とすることは認められること。三つ目、盛土の安全性は確保され、担保されなければならないこと。安全性のチェックはJR東海任せでなく、町主導による安全性のチェック、監視体制の構築が必要であること。この3点はJR東海との交渉のベースにしていただきたいと思っています。

さて、発生土に関し少し視点を変えて4点質問させていただきます。1点目、瑞浪市の例ですが、瑞浪超深地層研究所が掘削した研究坑道を埋め戻しましたが、まだ約9万m<sup>3</sup>の容量が残っており、そこにリニアの残土を受け入れると発表されています。それに伴って条例を改正し、残土受け入れとして10t車1台で19,600円、トンあたり2,000円の受入料を徴収するとなっています。残土の処分には金銭が伴います。残土処分に関する金銭についてタブー視されているのか、あまり触れられていませんが必ず出てくる話です。発生土は何十万tなので計算すると、というような話をするつもりは全くありませんが、町長、処分費用についての考えは何かお持ちですか。2点目、瑞浪市の例もそうですが砂利、陶土などを採掘した跡地に発生土をもって埋め戻すのが、発生土を出す方、受け入れる方、共に双赢双赢だと思います。この辺りには、採掘跡への埋め戻しニーズは多くあります。残土を必要とするところへ持っていくのが有効活用です。ぜひJR東海にこの案の検討を申し入れていただきたいと思います。3点目、今、東海環状道路の土岐-可児御嵩インター間の4車線化工事が進んでいます。この周辺への交通アクセスの改善、企業進出を見込んでのことと推察します。実際に可児市はインターインター近くに工業団地を整備しました。御嵩町においてもグリーンテクノ、平芝工業団地の拡張を視野に工業団地周辺森林への残土受け入れによる造成を検討してはいかがでしょうか。工業団地周辺の賸本を調べましたが、町有地が結構広く存在しています。今すぐというわけではなく、将来を見据えて検討する余地はあると思うのですがいかがでしょうか。4点目、新庁舎の造成工事における盛土材料としてリニア発生土を活用することも検討に値すると思います。発生土が出るタイミングと新庁舎における盛土工事のタイミングの問題もありますが、必ずしも一致を前提としなくとも検討はできると思うのですが、難しいことでしょうか。

私からの質問は以上でございます。最後に、質問事項を改めて簡潔に整理させてください。通告書に記載のとおりですが、JR東海との交渉状況と押山川の橋りょう工事について、JR東海との交渉状況、交渉再開はどうなっているのか。橋りょう工事について、事前に説明や報告などを受けたのか。橋りょう工事に伴う発生土の土壤試験を行うのか。橋りょう工事に伴う発生土の運搬、処分、活用はどうなっているのか。橋りょう工事について、町民向け

説明会実施の考えはあるか。橋りょう工事について、町のチェック、監視体制はいかがか。2番目が発生土置き場についてです。候補地Aの要対策土処分に関する町の考え、すなわち、あってはならないことと町長は言われていますが、これをJR東海に伝達したのか。候補地A、Bが重要湿地に含まれる認識に何か不都合があるのか。健全土置き場計画の具体的交渉方針の考えは。最後に発生土についてです。残土処分費に関する考えは何かありますか。残土を必要とする先への処分が有効と思いますがいかがでしょうか。工業団地の将来拡張を見据えた残土の受け入れ検討はできないでしょうか。新庁舎造成工事における盛土材料としての活用はどうでしょうか。全般を網羅した数多くの質問になりましたが、答弁の方よろしくお願ひいたします。

○町長

まず、大きく1点目のご質問、JR東海との交渉状況、押山川橋りょう工事についてお答えいたします。瑞浪市大湫の地下水位低下問題につきましては、9月に開催された県審査会において一連のまとめが報告書として提出されたところであります。報告書では、水環境の保全に向けた検討として、水を地下に供給するリチャージや間伐などが示されたものの、湧水を止める根本的な解決策や代替措置について結論に至るものではありませんでした。しかしながら、事態の全容は明らかにされたと感じております。こうした状況を受け、発生土置き場にかかる協議を一時停止した際に本町がJR東海に対して申し入れた4つの事項、①事実関係の明確化、②原因の究明、③対策の報告、④連絡体制の改善に対するJR東海の対応状況について、事務レベルでの確認作業をしているところであります。現時点で再開の時期を決めるわけではございませんが、まずは本町からの申し入れに対するJR東海の見解を聞き、慎重に判断したいと考えております。続いて、橋りょう工事に関して、事前にJR東海から説明や報告を受けたのかとのご質問ですが、JR東海からは、橋りょうの設計が固まり工事できる状態が整ったため手続きを進めていくこと、今回施工するのは橋りょうのみで現在協議を一時停止しているトンネル掘削による発生土置き場計画にかかるものではない、といった説明を地元説明会に先立ち受けました。その際、11月9日に地元説明会を開催する旨の報告も併せてあり、地元説明会においても概ね同様の説明がされておりました。続いて、橋りょう工事に伴う発生土の土壤試験、運搬処分に関するご質問ですが、JR東海からは、橋りょう工事における掘削土は、同じ事業地内である工事施工ヤード造成に使われるほか、余った分は事業地外への搬出を予定している、事業地外への搬出が決まるまでは工事施工ヤードに残置するとの説明がありました。併せて、事業地外へ搬出する場合は、受け入れ先の基準に基づき重金属等の検査を行うとの説明もありました。なお、事業地外への搬出につきましては、現時点で発生土置き場計画地への搬出はもとより他の搬出先も含め詳細の報告は受けておりません。続いて、橋りょう工事に関して町民向けに説明会を行なうかにつきましては、実施主体であるJR東海からは、広く町民向けに説明会を開催する予定はないと聞いております。これまででも発生土置き場に関する説明会は広く町民全体を

対象として行ってきたが、工事ヤード造成は地元自治会のみを対象として説明会を行ってきたため、今回もそのように対応されることになりました。一方で、対象とした自治会からの意見や質問しか受け付けないというわけではなく、他の町民からの問い合わせに対しても真摯に対応すると聞いております。大きく1つ目の質問の最後、橋りょう工事に対する町の監視チェック体制についてですが、町が置き場協議の方針として打ち出したものは、あくまでもトンネル掘削による発生土置き場に関する監視チェック体制を今後構築していくものであり、今回の橋りょう工事を対象とするものではございません。すでに施工されているヤード工事と同様に、JR東海が責任を持って管理施工されるものと考えております。一方で、緊急時案発生時には、県も含めた沿線自治体の連絡体制がすでに構築されておりますので、それに基づき迅速に対応していくことになると考えております。

続きまして大きく2点目の質問、発生土置き場についてお答えさせていただきます。まず、候補地Aの要対策土処分に関する町の考えをJR東海に伝達したのかというご質問ですが、この町の考えというのは、あくまでも仮定の質問に対する町の見解を述べたものであります。これまで答弁してきましたとおり、JR東海から要対策土恒久処分に対する現計画以外の提案を受けたことはございません。提案を受けていない以上、本町からJR東海に対し候補地Aの要対策土処分に関する見解を述べる必要はないと考えております。続いて、候補地A、Bが重要湿地に含まれると認識することが本町にとって不都合があるのかとのご質問ですが、これまでの答弁の繰り返しになりますが、指定者である環境省が明確な範囲を示していない以上、断言できないと答弁しているものであり、何か不都合があるというものではございません。大きく2つ目の質問の最後、健全土置き場計画の具体的交渉方針についてのご質問ですが、本町の置き場協議に臨む姿勢として、環境への影響を最小限に抑えるためにエリアの縮小による影響低減を見据えながら交渉していくということはこれまでにもお伝えしてきたとおりであり、JR東海にもその旨は伝えてあります。一方で、単なる改変エリアの縮小では行き場のない発生土が残るため、本町のメリットを追求するだけでは解決は困難であり、複合的な視点を持ちながら協議に臨んでいくこともこれまでにお伝えしてきました。改変エリアの縮小に伴う現計画地以外での発生土受け入れの実現性はJR東海と町だけでなく、利害関係者や区域を超えた場合にはその自治体との協議・合意一致により決定するものであり、本町の置き場計画に関する協議方針への回答などを含め、JR東海との協議は今後これからになるため、現時点で安易に言及することは難しく、ご理解いただきたいと思います。

最後になりますが、大きく3点目のご質問、発生土についてお答えいたします。まず、残土処分費に関する町の考え方についてのご質問ですが、本町では、瑞浪市のような建設発生土を処分するための施設を所有しておらず、受け入れに必要な規定も整備されておりません。発生土を平場の造成に活用するよう計画されているものであります。以上のことから処分費を受け取るといったことは今のところ考えておりません。続いて、残土を必要とする他の処分先に運搬する方が有効なのではないかとのご質問について、本町としては、発生土を

平場の造成に活用する現在の計画についてJR東海との協議を進める一方で、他に発生土を活用し得る候補地があればそちらへの搬出を拒むものではないと考えております。しかし、先の答弁の繰り返しになりますが、現計画地以外での発生土受け入れについては、JR東海と本町だけでなく、他の利害関係者との協議・合意により決定するものであり、安易に言及することは難しく、ご理解いただきたいと思います。最後に、工業団地の将来拡張を見据えた残土受け入れの検討や新庁舎造成工事における盛土材料としての活用の検討についてのご質問につきまして、工業団地拡張に関しましては、これまでにそのような計画はされてきておらず、一から計画を進めるのであれば、適地調査を行い、地元・土地所有者との協議、詳細な設計等々、必要となる検討項目は多岐にわたります。すぐに結論が出るものではなく、発生土の活用候補として進めるのは難しいと考えております。新庁舎への活用については、新庁舎造成に土が必要となることは周知の事実であり、発生土の活用も検討には値するものと考えております。以上で私からの答弁を終わります。

○鈴木議員

全体の答弁として、1年半前に交渉をストップしてから一歩も進んでないなという感想でございます。1年半何してたのという感じで、大変残念に思っています。最後の方に色々な提案をしたのは、これからまだ3年間橋りょう工事も続くわけで、トンネル工事が始まるのは3年後です、おそらく。時間は無いわけじゃないんですよ。検討しなきやいけないです。検討しないとばかり言われるので非常に残念に思ってます。

個別の質問をちょっとします。まず、JR東海の交渉状況と押山川の橋りょう工事についてですが、橋りょう工事から出る土について町長は聞かれていますか。2万m<sup>3</sup>です。相当大きな量ですよね。それを今の工事ヤードに入れて、おそらく余るでしょう。余るときに初めて検査をすると言っているんですが、検査ってそういうものではなくて、出た時に検査しないとそれが要対策土か健全土か分からぬ。それを1回、工事ヤードに埋めてしまって、そうなると何が埋まっているのかはつきり言って分かりませんよ。やっぱり掘削したときに検査をするっていうのが大原則だと思うんですけど、どうなんでしょうかね。美佐野トンネルルートで先ほどの土壤試験の結果が49倍だったと申し上げました。49倍という数字は、いわゆる土対法でいう第二溶出基準と言われるもの30倍の数値を超えた非常に大きな数値です。橋りょう工事に伴う発生土にもし要対策土が入っていれば、ヤードに埋められてしまうわけですから、これは要対策土を受け入れないという基本的な町の方針と合わないものだと思うので、やはり土壤試験を掘削したときに行うべきだということを申し入れていただきたいと思うのですが、それはできませんか。

○町長

置き場Bに要対策土を恒久処分するという現在の計画を認めないとというのが本町の要対策土に係る協議方針であります。今回の橋りょう工事に関しましては、法的に土壤試験の義

務が生じるものではなく、また、本町が排出先の利害関係者でもございません。行政という立場である以上、事業者であるJR東海に何かしらの行為を求めるには、やはり法的な関係性や利害関係等、何らかの根拠が必要だと考えております。さらには、沿線他工区においても同様の状況下で土壤試験を行っているものはないというふうに聞いております。こうした状況を考えますと、町からJR東海に対して土壤試験の実施を求めていくのは困難なことだというふうに思っております。一方で、地元自治会からそのような不安の声があったということは町としても把握しております。それを踏まえた上で、地元住民が安心できるよう丁寧な施工をしていただくようJR東海には伝えてまいります。

○鈴木議員

段々と答弁が後退するのでちょっとびっくりしたんですけど、町の方針は、候補地Bに要対策土を受け入れないことは明確にしていますけど、Aについても過去の流れからそれはしませんと町長はずっと何回も答弁されているわけです。Aへの受け入れはあってはならないこととおっしゃるということは、工事ヤードだって同じように要対策土を受け入れるということはあってはならないことなんですね。要対策土か要対策土でないかは検査しないと分からぬ。だからすごく難しいことを言ってるわけじゃなくて、もし法的になれば、お願いをすればいいと思うのです。やはりみんな心配してるから、JR東海に橋脚の土壤の試験をしてください、これだけのことじゃないですかね。それを嫌だと言われるのであれば、それは何ともしがたいのですけれども、JR東海というのは、工事の安全、環境の保全、地域との連携を重視してリニア工事をやるという三大目標があります。正しくこれに載っている地域との連携を重視するということですので、申し入れをしてください。ぜひお願ひします。どうでしょうか。申し入れしていただけますか。

○町長

前提として確認行為ですけれども、ヤード造成に関しましては既に環境保全計画書が策定されておりまして、それに基づいた保全措置が実施されております。具体的には工事に伴う排水は沈砂調整池にて沈砂を行い、必要に応じて中和処理等を行う管理となってございます。また、押山川では年1回の重金属等を含めた水質検査が実施されております。こういった措置を通じて、引き続きJR東海において責任を持った管理施工がなされていくものというふうに考えております。ただ、繰り返しでございますけれども、地元自治会からそのような不安の声があったということは町も把握しておるところでございますので、それを踏まえた上で、住民が安心できるよう丁寧な施工をしていただくようJR東海にはお伝えしてまいります。

○鈴木議員

安心するためには検査さえしてもらえばいいのです。検査して、健全土であればみんな安

心するわけです。そんなに難しいことではないです。確かに法的にやるやらないという問題ははっきり書いてませんので無いかもしれません、こういう環境にある、かつ49倍という環境基準を超えるデータがすぐそばで出てるわけですよ。49倍というのは本当に大きい数値なんですね。それを踏まえて、心配してるから検査をしてくださいということは何ら普通のことだと思いますがどうでしょうか。もう一度聞きます。お願ひできませんか。

○町長

前段申し上げたとおりでございますけれども、法的に土壤試験の義務が生じているものではございません。また、本町が排出先の利害関係者でもございません。そういう意味で、行政という立場である以上、事業者であるJR東海に何らかの行為を求めるという部分についてはやはり法的な関係性、利害関係者等、何らかの根拠が必要だというふうに考えております。先ほどから申しておりますように、当然こういった声があったということは把握しておりますので、そのことについて、JR東海には丁寧な施工をいただくよう伝えてまいりたいと思っております。

○鈴木議員

橋りょう工事について、先ほど申したとおり、要対策土について中津川でも恵那でも出ています。出ているということは検査しているんです。ただ、それが法的にやるべき検査だったのか、そうでないのか、僕もそこまでは承知してませんけど、とにかく橋りょう工事に伴う工事の発生土の中に要対策土が含まれてたということがもう発表されてるわけですね。ですから、美佐野の橋りょう工事に伴う発生土に対して、要対策土があるのか、無いのか検査をお願いするということは、すごく難しい話でもないし、法を犯すような話でもないし、できると思うんですけど、どうですか。もう一度お聞きします。これで最後にします。

○町長

お答えは特に変わりませんが、そういう自治会からの声があるということをしっかりと伝えていくということになりますし、発生土はあくまでもヤード内に留まっている部分でございますので、そこから搬出される場合についての検査体制という部分については、通常と同じ検査という形になってまいりますので、そこでしっかりと検査を行い搬出するということは当然のことだというふうに認識はしております。

○鈴木議員

工事ヤードから持ち出すときでは遅いです。もうそこに埋められてしまったら分からないうことですので、持ち出す時では遅い。掘削したときに調べる、これはもう当然だということは申し上げておきます。

二つ目いきます。重要湿地についてですが、先ほど何点か、過去の大臣の答弁とか、知事

の答弁とか、御嵩町でまとめたフォーラム結果などで、重要湿地に含まれると、もう何点も明確に書かれていたのをご説明したんですけど、町長が答弁した中に絶対あるだろうと思って探しましたら、令和5年9月の岡本議員に対する答弁、資料も添付しましたので確認いただいてると思いますけど、発生土置き場候補地が重要湿地に含まれると町長みずから答弁されております。それは確認いただけましたか。

○町長

当時の資料についても見まして、有識者の見解をもとにそのような認識が示されておりますが、あくまでも有識者の見解によりエリアの認識を資料として残しているものというふうに意識をしております。

○鈴木議員

回答の意味がよく分かりません。ここに町長の答弁が書いてあります。環境省や有識者への確認を経て、リニア発生土置き場計画地が重要湿地に当たるとの認識である、と町長が言っておられるので、この計画地は重要湿地に当たるという認識ですよね、という質問です。

○町長

改めてですけれども、当時の発言につきましては有識者の見解をもとにそのような認識を示したものでございまして、先ほどから申し上げた通り、指定者である環境省が明確な範囲を示していない以上、断言はできないということを申し述べているところでございます。

○鈴木議員

断言をしていただかなくとも結構ですけど、候補地A、Bは重要湿地に含まれるという認識ですか。もう一度聞きます。

○町長

繰り返しになりますけれども、当時の発言につきましては、有識者の見解をもとにそのような認識を示したものでございます。指定者である環境省が明確な範囲を示していない以上、断言できないということでございます。これの繰り返しになります。

○鈴木議員

なぜそんなに自分の発言を違ってると言うのか全く読めないんですけど。ちゃんと書いてあるんですけど、これ以上何を言ったら、町長はこれ認めるんですかね、候補地A、Bが重要湿地に含まれるということを。聞き方を変えまして、JR東海は候補地A、Bが重要湿地に含まれると認識しますよね、明確に報告書に書いてありますから。いかがですか。

○町長

特に認識を改めるとか認識が間違っているとかそういうことではありませんので、JR東海が申しているということも含めて、有識者の見解による認識を残したものでございまして、あくまでもその見解が断言できないということに留まっているということでございます。

○鈴木議員

ちょっと答弁が違うんですけど、JR東海が候補地A、Bは重要湿地に含まれると認識していると文書に書いてあるんで、それは承知しておられますね、ということです。

○町長

文章として書かれている内容については承知しております。

○鈴木議員

JR東海が認識しているわけですから、町も当然に認識して交渉すればいい話であって。JR東海が認識してるので、こちらの受け入れる方が認識していないっていう必要が何であるんですか。

○町長

認識している、していない、ということで言えば、書かれていたものは当然認識をしております。ただ、それが環境省の指定するものとして断言ができないということでございます。

○鈴木議員

環境省、確かに線引きはないと言っているのは私も知っています。確かに線は書いてないんですけど、候補地A、Bはその中に含まれる。これは環境大臣も言っているのですよ。その文章も資料として添付していますので、環境大臣のコメントちゃんと読まれてますよね。確認です。

○町長

拝見しています。

○鈴木議員

ここまで言って候補地A、Bが重要湿地に含まれないということはないだろうと思いまして、ここまでにしておきます。

もう一点、発生土の有効活用について確認をしたいんですが、前回の私の質問で、有効利用しなければいけませんよっていうのを前回の質問で今回でも入れているんですけど、そ

のときに町長の答弁は、建設発生土は、再生資源として利用促進に努めることが求められており、要するに利用しなきゃいけないよと認識しておられるわけですね。発生土の活用先として現在の計画エリアを候補地としていることから、法律の趣旨に則った再生資源としての利用促進が図られているものと考える、という文章が残ってるんですけど、発生土の活用先として、今の計画がどのように有効利用されているのか僕にはわからないけど、要するに谷の底に土を埋めて盛土するだけですよね。何をもって有効利用と町長はおっしゃってるんですか。

○町長

この置き場計画の中で発生土の有効活用という部分ございますけれども、平場のスペースを作つての有効活用という形になってまいりますが、その置き場の形状であるとか、その大きさは協議の深化によって決まってくるものでございまして、具体的な活用方法等については、今後JR東海との協議の中で定めていきたいというふうに思っております。

○鈴木議員

活用方法は全く決まってないわけですから、それをどうして有効に活用されているとおっしゃるのか、そこが分からんんですけど、どうでしょうか。例えば、もうすでにそこを何かに利用するとか、町としてこういう活用するんだとか、JR東海がこういう使い方をするからとか、そういうことではっきりしていればいいんですけど、全然ないわけですよね、今の段階で。ないですよね、具体的な活用方法は。なかつたら活用しないんで、活用方法が決まるまで、それは許可しちゃいけないんじゃないですか。どうでしょうか。

○町長

今後の協議の進捗次第になってまいりますけれども、活用についても現時点での明確な具体的なという部分と共に、将来にわたってこの土地を活用していく計画であります。ただし、その内容については、大きさ、形状など、ある程度具体的なものが協議の中で定まってきた段階でしっかり検討していきましょうということであり、これも有効活用だと思っております。

○鈴木議員

有効活用するのは町ですか。

○町長

その点につきましては、町独自の場合もあるかもしれませんけれども、担うところがあつて、そちらと連携しながら進めていくということも考えられるかと思いますが、今後の検討になってまいります。

○鈴木議員

一つだけお約束していただきたいんですけど、あくまでも有効利用ですので、有効利用がはっきりしないうちに、先々有効利用するから許可します、というのは絶対やめてください。過去にも、何か先々こういうのをやりますからといって、八百津線の例もそうですが、土地を買ったんですけどそのままです。そういうふうに言ったけど、その後実際に言ったように利用されないっていう事例がないわけではないので、特に今回のような場合はですね、はっきり有効利用が決まらないうちに許可をするしないという行為が、有効利用が決まらなければ、当然許可しないということでよろしいでしょうか。

○町長

今後、協議してまいりますが、ご意見として承っておきます。

○鈴木議員

リニア工事に関する情報提供に関して、先ほど押山川の橋りょう工事の話をしましたけど、多分橋りょう工事があるということを知っている方は非常に少ないと思うんですね、町民の方々。トンネル掘るのはみんな昔から聞いてますので知っていますけど、橋りょう工事があるということ知ってますか。200mの長さがあるんです。意外と橋から下が低いんですね。もし上で何かあったときに大丈夫かなと、工事説明会の資料を見させてもらって思ったんですけど。今回の押山川の橋りょう工事について、JR東海は次月、美佐野に対して説明会をしましたけど、御嵩町にはない。一応役場の方には事前に説明があったけれども、それは手続き上の問題であったということですけど。トンネル工事あることすら知らない方もいたりするんですね。もう少しリニアに関する情報開示を、説明会とまでは言わないにせよ、やるに越したことはないんですけど、そうじゃなくても、例えばホームページの中で、リニアの工事進捗っていうページを設けて、町民に開示していくべきだと思うんですけど、その辺の考えはないですか。

○町長

町民への周知に関しましては、当然必要なことだというふうに認識をしておりますので、内容や性質について、都度精査をしていくものというふうに考えております。このリニア中央新幹線の事業に関しまして、これまで町のホームページ等で継続的に周知を続けてまいりました。今回の橋りょう工事に関する情報につきましても、同様にしっかり掲載をして周知を図っていきたいというふうに思っております。

○鈴木議員

ぜひそのようにお願いしたいと思います。

改めて近隣の状況についてお話しますけど、可児市、多治見市、瑞浪市、要対策土の対応、発生土の対応、これは十分了解されていると思いますけど3市とも要対策土は持ち出しをしています。それから健全土については、いわゆる砂利を取った後とか、そういう処分場に持っています。つまり、処分場として受け入れの方は受け入れたいし、持つて行く方も持つて行くということで成立してるわけですけど、御嵩町だけは、処分場でもないところに盛土して、有効利用とおっしゃってますけど、まだ有効利用の案がないわけですから、そういう意味では処分場になってしまふと思うんですけど、そういう状況ですので、御嵩町への環境負荷を最小限にするように町長としても考えていただきたい。それはぜひJR東海とも協議していただきたい。向こうから提案があるからどうのこうの、ないからどうのこうの、ということじゃなくて、例えば、要対策土は町長おっしゃってる通り、受入れがあつてはならないとおっしゃってるわけですから、それは工事ヤードにしてもしかりですけど、受け入れがあつてはならない、というスタンスで臨んでいただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。いわゆる、御嵩町への環境負荷を最小限にする対応でJR東海と協議していくという基本的な考えでよろしいでしょうか。

○町長

おっしゃるようなご意見というのも、様々いろんな説明会、あるいは審議会等の中でお聞きしている内容でございます。そういう声があることは当然、重々承知しております。それを踏まえて熟考した上で公表したものが、協議方針でございます。当然その中にもそういったことに配慮して協議に臨んでまいりますということをしっかりとうたってございますので、その協議方針に沿った形でしっかりと協議をしていきたいと思っております。

○鈴木議員

最後に一つだけお願ひします。これから受け入れ協議が進んでいく中ですね、町長の考える、いわゆる守らなきやいけない絵図、ここは譲れる、ここは譲れない、協議していく、というのが町長の腹の中にはあるんでしょうか。その辺の具体的な考えがもしあれば教えていただきたいと思うんですけど、お願ひします。

○町長

当然、こういうふうに進めていきたいという思いはありますけれども、いかんせん協議事項の内容ドストレートの部分に入ってまいりますので、その部分も含めてしっかりと協議を行い、少しでも先ほどのいろんな配慮ができる形に整えるよう努めてまいりたいと思っております。

○鈴木議員

非常に心配しているのは、交渉をストップしてから1年半も経過しており、まもなく2年

になってしまう。すごく放置していたように思われてしまうのは非常に嫌ですよね。JR東海からの申し出を待つだけでなく、町長の思いはあるでしょうから、逆に、これはこうですよ、それをベースに提案してきてくださいね、という交渉ができると思うんですよ。ぜひその方向で進めていただきたいなというふうに思ってますが、どうでしょうか。

○町長

協議に臨む方針的なものになりますので、今後進めていく中ではしっかりとこちらの思いを伝え、そして整うようにしっかりと協議をしていくということに変わりませんので、その思いの中で、町の皆様方のご意見、あるいは審議会での内容、そして協議方針に基づいてしっかりと議論してまいりたいというふうに思っております。

○鈴木議員

ぜひそのような方向でお願いしたい。あと、やはり適時適切に報告を、相談っていうのはあまり期待できないのかもしれないんですけど、報告はしていただきたいということをお願いして私の質問を終わります。

以上